

外郭団体に対する管理運営方針

外郭団体の見直しの視点

1 出資・出捐の割合が100%の団体

本市が100%出資・出捐する団体については、以下の外郭団体の見直しの視点を踏まえつつ、方向性の診断・検証を行い、当該団体が業務を行う必要性を見極め、当該団体の存在意義を検討するとともに、業務内容の類似した団体については統・廃合を、民間において類似のサービスが提供されている団体については民営化等の検討により見直しを要請するものとします。

また、存続を前提とする団体についても、効率的な経営について要請することとします。

視点	検討項目	具体的な検討内容
1 公共・公益性等の視点	団体及び事業の必要性、人的・財政的関与の必要性を検討	(1) 設立目的を達成、又は役割を概ね終えているかを検討
		(2) 事業に対して市民のニーズが低下しているなど、設立目的が薄れてきているかを検討
		(3) 設立時に期待していた成果が上がらず、将来的に成果が上がる見込みがあるかを検討
2 効率性の視点	民間における代替性、コスト縮減、サービス水準の向上	(1) 民間事業者等により、概ね同等のサービスの提供が可能であるかを検討
		(2) 設立目的、事業内容等が類似している団体があるかを検討 あるものについては、統合により組織の簡素化、合理化、事業の統廃合が期待できるかを検討

3 自主・自立性の視点	自助努力、独立採算	(1) 単年度収支が黒字であるかを検討
		(2) 累積欠損金があるかを検討
		(3) 事業計画どおりの累積欠損金であるかを検討
		(4) 概ね所定期間に単年度黒字が可能であるかを検討

2 出資・出捐の割合が100%未満の団体

出資・出捐の割合が100%未満の団体についても、上記の視点を踏まえつつ、定期的に経営状況の分析・評価を行うことにより、当該団体自らが経営状況を常に把握するよう要請するとともに、団体を所管する課においても、経営状況を注視し経営の健全化に向けた取組を促していくこととする。

特に、出資・出捐の割合が50%以上の団体については、当該団体の経営に本市が大きく関与することが可能であることから、当該団体の経営状況や公的関与の必要性の有無等に応じて団体の存続や、事業内容の見直し等の経営改善を要請していくこととする。

また、出資・出捐の割合が50%未満の団体についても、経営状況の把握・分析により当該団体の組織のスリム化等、効率化に向けた取組を促すとともに、その状況に応じて本市の関与の在り方を見直すこととする。

なお、本市の出資・出捐の割合が25%以上の団体については、「簡素で効率的な政府を実現するための行財政改革の推進に関する法律」の趣旨に基づき、職員数及び職員の給与に関する情報の公開について要請するものとする。